

令和6～8年度の介護保険料

■介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各保険料段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、世帯の課税状況や本人の所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額 (年額)} = \left(\text{高山市で介護サービスなどにかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} - \text{財政調整基金などの取り崩し額} \right) \div \text{高山市の65歳以上の人数}$$

保険料段階	区分		保険料年額	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		19,680円 (月額1,640円)	
	世帯 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80.9万円以下		31,080円 (月額2,590円)
課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80.9万円超 120万円以下				
課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 120万円超		47,280円 (月額3,940円)		
第4段階	本人 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80.9万円以下	62,160円 (月額5,180円)	
第5段階 (基準額)		課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80.9万円超	69,000円 (月額5,750円)	
第6段階	市民税 世帯課税	市民税 本人課税	合計所得金額が 125万円未満	79,320円 (月額6,610円)
第7段階			合計所得金額が 125万円以上 190万円未満	93,120円 (月額7,760円)
第8段階			合計所得金額が 190万円以上 250万円未満	96,600円 (月額8,050円)
第9段階			合計所得金額が 250万円以上 375万円未満	124,200円 (月額10,350円)
第10段階			合計所得金額が 375万円以上 520万円未満	131,160円 (月額10,930円)
第11段階			合計所得金額が 520万円以上 620万円未満	144,960円 (月額12,080円)
第12段階			合計所得金額が 620万円以上 720万円未満	158,760円 (月額13,230円)
第13段階	合計所得金額が 720万円以上	165,600円 (月額13,800円)		

■介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、支え合いを基本理念として加入者が保険料を負担し、介護が必要になった人に対してサービスを提供する仕組みです。

介護保険の財源は、65歳以上の方の保険料が23%、40～64歳の方の保険料が27%、国・県・市の負担金が50%を占めています。

